

第 2 節 遺失物の回送

(遺失物の回送)

第 220 条 遺失物が、傘、つえ、帽子、ハンドバックその他これに類する身の回り品であって、重量が 5 キログラム以内で、かつ、取扱上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、一回に限り、遺失者の申出により別に定める駅のうち、その指定する駅まで無賃で回送の取扱いをする。但し、会社はその物品に滅失・破損等の損害が発生した場合でも、故意又は重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負わない。

(遺失物回送の到着通知)

第 221 条 回送された遺失物が駅に到着した場合は、その旨を遺失者に通知する。

(物品の無賃運送を図った場合の処置)

第 222 条 旅客又は公衆が、その携帯品を遺失物のように装って物品の無賃運送を図った場合は、当該物品の運送区間について、第 208 条第 1 項第 1 号の規定を準用する。